

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族は、個人情報の取り扱いについて以下の内容に同意致します。

記

1、使用の目的

- 1)事業者が、関係法令に従い居宅介護支援サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議・各事業所との連携等において必要な場合。
- 2)当事業所で行われる介護支援専門員実務研修実習の場合。
- 3)医科大学生の在宅実習の場合。

2、使用にあたっての条件

- 1)個人情報の提供は、前項に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報の提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 2)事業者は、個人情報を使用した場合は、出席者、議事内容等記録に残すこと。

3、個人情報の内容

氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家庭環境等事業者が居宅介護支援を行う為に、最低限必要なご利用者やご家族個人に関する情報

4、使用する期間

契約日より契約終了日まで

令和 年 月 日

ご利用者

住所 _____

氏名 _____

ご利用者ご家族

住所 _____

氏名 _____

上記代理人(代理人を選定した場合)

住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係) _____

別紙1

* 居宅介護支援の利用料は介護保険で全額給付されますので、ご利用者の負担はありません。

但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料金を全額負担しなければならなくなり、下記の利用料がかかることになります。

(1) 利用料金及び居宅介護支援費

2024.4.1～

居宅介護支援費 (Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～39 件	要介護 1・2	1086 単位/月(11,772 円)
		要介護 3・4・5	1411 単位/月(15,295 円)
居宅介護支援費 (Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 40～60 件未満	要介護 1・2	544 単位/月(5,896 円)
		要介護 3・4・5	704 単位/月(7,631 円)
居宅介護支援費 (Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位/月(3,533 円)
		要介護 3・4・5	422 単位/月(4,574 円)

* 特定事業所集中減算に該当する場合は、上記基本単位より1月につき200単位減算することとなります。

(2) 加算(特定事業所加算)厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定

特定事業所加算(Ⅰ)	常勤の主任介護支援専門員 2 名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置(5 名以上)している事、他基準 13 項全てに適合している場合	519 単位 (5,625 円)
特定事業所加算(Ⅱ)	常勤の主任介護支援専門員 1 名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置(4 名以上)している事、他基準 13 項中 12 項目に適合している場合	421 単位 (4,563 円)
特定事業所加算(Ⅲ)	常勤の主任介護支援専門員 1 名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置(3 名以上)している事、他基準 13 項 12 項目に適合している場合	323 単位 (3,501 円)
特定事業所加算(A)	常勤の主任介護支援専門員 1 名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置(3 名以上)している事、他基準 13 項 12 項目に適合(連携可 4 項目)している場合	114 単位 (1,235 円)
特定事業所医療介護 連携加算	前々年度の病院との退院、退所連携回数が 35 回以上、ターミナル加算 5 回以上	125 単位 (1,355 円)

(3) 加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位 (3,252 円)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院の日から3日以内に、病院等の職員に必要な情報提供を行った場合	250 単位 (2,710 円)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院の日から4日以上7日以内に、病院等の職員に必要な情報提供を行った場合	200 単位 (2,168 円)
イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を、カンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位 (4,878 円)
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を、カンファレンスにより一回受けていること	600 単位 (6,504 円)
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を、カンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位 (6,504 円)
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位 (8,130 円)
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位 (9,756 円)
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより病院等の職員と共に、利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位 (2,168 円)
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行う。	50 単位 (542 円)
ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルマネジメントを受ける事に同意した利用者について、24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行なう事ができる体制を整備している。	400 単位 (4,336 円)
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一建物に居住する利用者。 1月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者	所定単位数の 5% 減算

別紙2

* 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスの割合

訪問介護	69.2%
通所介護	21.3%
地域密着型通所介護	8.5%
福祉用具付与	40.9%

前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	港南訪問介護事業所 68%	ルナランド介護センター 6.9%	こてつ介護サービス 6.1%
通所介護	クラールデイサービス長 沢 16.9%	スマイル住まいる三浦 15.5%	ルナランドデイサービ ス 14%
地域密着型 通所介護	デイサービス本舗三崎 17%	リハビリデイサービス絹 と竹 11.7%	津久井浜ケアセンター デイサービス 9.6%
福祉用具 貸与	リップル 25.1%	柴橋商会 介護用品シ ョップ 横須賀 21.7%	メディケアセンター三浦 事業所 20.1%

(令和5年9月1日～令和6年2月29日)
サンライズ居宅介護支援事業所